

もとす暮らし応援補助金を交付！

本巢市に定住するため、新築・中古住宅を購入、建替された方へ補助金を交付します。

対象者

- 令和7年1月1日以降に、住宅を新築もしくは購入(建売・中古)、建替された方
 - 当該住宅に初めて固定資産税を賦課され、納税通知書の送付があった方(※注意)
 - 生活の本拠として居住する意思のある方
 - 居住地の自治会に加入された方
 - 市税等を滞納していない方
- (※注意)補助金の交付は、初めて固定資産税を賦課された時の1回限りとなります。

補助金額等

初めて固定資産税を賦課され、納税通知書が届いた年度の6月末(令和8年度に限り9月末)までに申請して下さい。

補助金額※1	限度額	転入加算額※2
固定資産税課税標準額の5%	30万円	転入世帯員の内、転入時に18歳未満の者1人につき 10万円

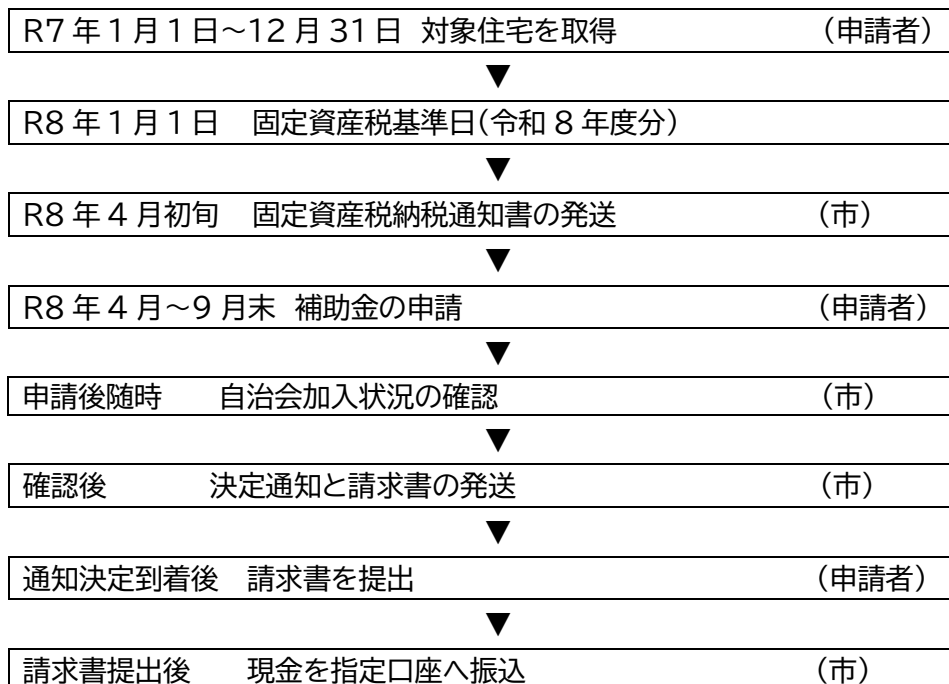
※1 三世同居・近居住宅支援補助金の交付を受けている方、移転補償・損害賠償・相続・贈与・その他取得対価を伴わない事由により、住宅を新築・購入・建替された方は対象外。

※2 転入加算は、住宅の所有者(補助対象者)が令和6年4月1日以降かつ申請年度の2年度前における4月1日以降に市に転入した世帯であって、加算額の対象者が、以下の条件をいずれも満たした者に限る。

- ・加算額の対象者が、申請時に、補助対象者と生計を一にし、対象住宅に同居していること。
- ・加算額の対象者が、本市の出産祝金(別に定める条例又は要綱に基づくものをいう。)の支給対象者となったことがないこと。

申請の流れ(令和8年度)

※令和7年1月1日～12月31日までの間に対象住宅を取得した場合



申請時に必要な書類

- 交付申請書(様式1)
- 誓約書兼同意書(様式2)
- 世帯全員の住民票 ※続柄のみ記載があるもの
- 固定資産税の納税通知書の写し ※課税明細書(家屋)も必要となります。
- 市税等の完納証明(滞納がないことを証明できる書類) ※申請年度の前年1月1日にお住まいの市町村での発行となります。なお、納税証明の場合は申請いただく年度の前年度の証明が必要になります。

※親、子、孫の三世代で同居・近居するために住宅を取得、改築された方へ

「本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金」という別の補助金もありますので、要件等、詳しくは、福祉支援課(☎058-323-7752)までお問い合わせください。

その他、下記問い合わせ窓口で随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 本巢市役所 企画広報課 ☎058-323-5142

もとす暮らし応援補助金 Q&A

【対象世帯】

Q 住宅を購入しましたが、いつ申請をすればよいですか。

A 当該住宅に初めて固定資産税を賦課され、固定資産税の納税通知書が届いた年の6月末までに申請してください。なお、令和8年度に限り、申請期限は9月末までとします。

Q 市内移動で住宅を購入しましたが、補助金の対象になりますか。

A 令和7年1月1日以降に住宅を購入した場合、対象になります。

Q 新築住宅・中古住宅・建替住宅の基準は。

A 新築住宅は、人の居住の用に供したことがない住宅であって、建築工事完了の日から1年未満のものをいいます。建替住宅は、現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅をいいます。それ以外は中古住宅となります。

Q 補助金額は。土地は対象になりますか。

A 対象住宅の固定資産税課税標準額の5%となります。上限額は30万円です。土地は対象となりません。

Q この制度はいつまでありますか。

A 令和10年度で終了します。令和10年度の申請対象者は、令和9年中に新築・中古住宅を購入、建替された方で、**令和10年度に当該住宅に初めて固定資産税を賦課され、納税通知書の送付があった方です。**

【転入加算】

Q 18歳未満とは、いつの時点の年齢ですか。

A 転入日時点で18歳未満の方を対象とします。年齢は、申請時に添付いただく住民票の生年月日および異動日(転入日)により確認します。

Q こどもが2人いる場合はどうなりますか。

A 18歳未満の方1人につき10万円を加算しますので、2人の場合は20万円、3人の場合は30万円を追加で支給します。

Q なぜ、「本市の出産祝金の支給対象となったことがないこと」という条件があるのですか。

A 本制度の転入加算は、市外から転入された子育て世帯の移住を支援することを目的としています。一方、本市では、出生児の保護者に対して出産祝金を支給する制度があります。そのため、同一の児童について本市の子育て支援給付が重複することのないよう、本市の出産祝金の支給対象となったことがない場合に限り、転入加算の対象としています。なお、この取扱いは本市独自の制度設計によるものであり、国の制度とは異なります。

Q こどもが市外から一緒に転入していない場合でも、加算の対象になりますか。

A 対象となるのは、令和6年4月1日以降に市外から本市へ転入した18歳未満の方で、申請者と同一世帯である場合です。転入日が申請者とは異なっていても対象となりますが、申請時に本市に住民登録がない場合や、同居していない場合は対象になりません。

Q 本巢市で生まれ、出産祝金を受けたこどもは加算の対象になりますか。

A 対象になりません。本市の出産祝金の支給対象となったことがある場合は、転入加算の対象外となります。

Q こどもが市外で生まれており、本巢市の出産祝金を受けていない場合は対象になりますか。

A 本市の出産祝金の支給対象となることがない場合は、転入加算の対象となります(その他の要件を満たす場合に限りです)。

Q 転入後にこどもが生まれた場合、転入加算は受けられますか。

A 転入加算は、転入時点で18歳未満のこどもがいる世帯を対象としているため、転入後に出生したこどもについては対象になりません。なお、こどもが出生した場合は本市の出産祝金の対象となる場合がありますので、詳細については、福祉支援課(058-323-7752)までお問い合わせください。